

# 時津中央第2土地区画整理事業だより NO.41

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-3846

FAX：095-882-5648

E-mail：[kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp](mailto:kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp)

## ～審議会委員をご紹介します～

前回の区画整理だよりでお知らせしましたとおり、審議会委員選挙の投票は行われず、宅地所有者7名、借地権者1名が決定しました。また町長が選任した学識経験者2名を加え、以下の10名の審議会委員が決定しましたので、ご紹介します。

また、令和3年1月29日に、第32回区画整理審議会が開催され、委嘱状の交付や仮換地指定等についてご審議いただきました。

### 時津中央第2土地区画整理審議会委員（敬称略・議席番号順）

任期：令和3年1月23日から令和8年1月22日まで

会 長	四 田 忠 夫	（学識経験者）
会長代理	加 藤 清 四 郎	（学識経験者）
委 員	橋 本 寛	（宅地所有者・元村地区）
	島 田 敏 彦	（宅地所有者・浜田地区）
	相 川 和 義	（宅地所有者・小島田地区）
	岩 吉 み ゆ き	（宅地所有者・浜田地区）
	長 田 和 幸	（宅地所有者・元村地区）
	池 田 等	（借地権者・小島田地区）
	高 村 章 一	（宅地所有者・小島田地区）
	濱 田 日 出 人	（宅地所有者・浜田地区）

### 土地区画整理審議会とは？

土地区画整理審議会は、事業を進めていくうえで換地計画や仮換地指定など法律で定める事項を公正・中立な立場で審議していただくため組織されます。

#### 【土地区画整理法第56条】

公共団体が行う土地区画整理事業では、地権者の意見や意向を事業に反映させるために、審議会の設置が義務付けられています。

### 審議会の主な役割はなに？

施行者（時津町）は、次のような事項について、審議会の同意あるいは意見を求めなければなりません。

#### ★審議会の同意を要する事項（議決事項）

- ◎ 評価員の選任
- ◎ 小宅地の基準となる地積の決定
- ◎ 特別の宅地に関する措置

#### ★審議会の意見を聴かなければならない事項（諮問事項）

- ◎ 換地計画の作成及び変更
- ◎ 換地計画に対する意見書の審査
- ◎ 仮換地の指定